

意見書作成について(お願い)

平素より本校の教育活動にご協力、ご指導を賜りありがとうございます。ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、標記の件につきまして、下記の意見書の作成をお願い申し上げます。なお、生徒は治癒後の登校時に学校に提出しますので、②が記入できるようになってから証明いただきますようお願いいたします。

学校において予防すべき感染症に係る登校に関する意見書
(インフルエンザ・コロナウイルス感染症を除く)

年 組 番 名前

① 病名

第1種 □ ()

第2種 □百日咳 □麻疹
□流行性耳下腺炎 □風疹
□水痘 □咽頭結膜熱
□結核 □髄膜炎菌性髄膜炎

第3種 □コレラ □細菌性赤痢
□腸チフス □パラチフス
□腸管出血性大腸菌感染症 □流行性角結膜炎
□急性出血性結膜炎
□その他の感染症 ()

② 登校を控えることが必要な期間(学校での感染拡大を防ぐための期間)

令和 年 月 日 () より 令和 年 月 日 () まで

③ 学校への連絡事項等

[]

令和 年 月 日 医療機関名 :

担当医名: 印

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

令和6年1月改訂

学校保健安全法施行規則(第18条、19条)

分類	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群(SARS)・特定鳥インフルエンザ(H5N1)・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ 〔特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く〕	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで *発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了まで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	
その他の感染症(★注) (溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、ヘルパンギーナ、手足口病など)	★注) 第三種のその他の感染症について 校内で流行が見られない場合は、基本的に欠席扱いとなります。 学校や地域で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、校長が緊急的に措置をとることができるもの。	